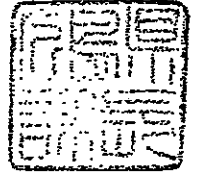


平成11年6月30日

各看護婦等養成所の設置者様

広島県福祉保健部医療対策課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)



看護婦等養成所運営費補助金の算定方法について (通知)

このことについて、厚生省健康政策局看護課長から別紙のとおり通知がありました。

この通知は、会計検査院からの指導により厚生省が「看護婦等養成所運営費補助金に係る「総事業費」及び「寄付金その他の収入額」等の取扱いについて」を定め、平成12年度国庫補助申請から適用することとしたものです。

広島県においては、平成10年度の会計検査院の現地検査を受け、既に平成10年度実績報告から一部適用しているため、この通知は平成11年度の交付申請から全部適用することとします。

各養成所におかれては、この通知の趣旨を十分御理解いただき、引き続き適正な補助金の執行についてよろしくお願いします。

なお、平成11年3月24日の説明会で配布した資料「看護婦等養成所運営費補助金の算出方法」のうち【会計検査院が考えている案】については採用されていませんので念のため申し添えます。

また、今回の通知を受け、当課において「寄付金その他の収入額」及び「総事業費」の基本的な考え方について一覧表を作成しましたので参考にしてください。